

月極駐車場契約締結までの流れ

① 書類の提出（契約締結前に提出する書類）

個人の場合、運転免許証（写し）を拡大し Fax 又は郵送にてお送り頂きます。
法人の場合、発行から 3 ヶ月以内の法人登記簿謄本及び印鑑証明書の写しをお送り頂きます。

② 審査

上記の書類をお送りいただいた後、貸主又は管理業者にて審査を行わせて頂きます。
審査は 3 日程度必要を要します。予めご了承下さい。

◆審査結果でお断りする場合、その理由の説明は必要としないものとする。

◆提出いただいた書類は審査の是非に関らず返却しないことを予めご了承頂きます。

③ 契約の締結と初期費用のお支払い

契約開始月の賃料（月の途中の場合、日割賃料）、仲介手数料（賃料の 1 ヶ月分）を契約締結の際、現金にて持参下さい。

④ 利用開始

当該駐車場の契約締結を事前に打ち合わせした日時に管理業者まで来店の上、行わせて頂きます。（管理業者定休日 毎水曜日）

◆契約締結時に必要なもの

個人の場合、運転免許証、車検証、シャチハタ以外の認印、初期費用。

法人の場合、発行から 3 ヶ月以内の法人登記簿謄本及び印鑑証明書の原本、車検証（駐車車両不特定な場合は必要ございません）、実印、初期費用。

⑤ 賃料

契約締結以降の賃料は当該駐車場契約書に基づき、毎月末日までに翌月分を貸主指定口座へ振込にて支払いものとする。（振込手数料は借主負担とする）

⑥ 更新料

契約期間は 1 年契約の更新は 1 年毎となり、その後も同様とする。

契約更新の際、借主は更新料として新賃料の 1 ヶ月分相当額を管理業者へ支払うものとする。

なお、契約更新に際し、管理業者が定める方法により契約更新の手続きを借主は行うものとする。

⑦ その他

契約時又は契約後に車庫証明が必要な場合、事前に駐車場所在地を管轄する警察より車庫証明の書類を取得の上、管理業者まで書類を持参下さい。

なお、車庫証明の証明希望の借主は、その旨を管理業者に告げ、来店される日時を事前に定めるものとする。

ただし、車庫証明を取得する場合において、虚偽の申請で車庫証明を取得する「車庫飛ばし」等の行為を行った場合もしくは、借主名義以外で当該駐車場より車庫証明を取得した事実が判明したときは、当該駐車場の契約条項又は契約約款に基づき、契約解除事由にあたることを借主は、予め承諾するものとする。

⑧ ご不明点は当該駐車場の管理業者までお問合せ下さい。

名称 有限会社ライネット 所在 埼玉県入間郡三芳町大字上富 2065 番地 1

電話 049 (259) 2232